

浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議等に関する 事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域において引き続き安心して自立的な日常生活が営める環境を整備するため、介護サービスを提供する事業所、市及び県が連携し、地域に根ざした介護サービスの提供の核とすることを目的とするものであり、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者(法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者に限る。以下同じ。)及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者に限る。以下同じ。)の指定に関する事前協議等の手続きに関し必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者(以下「指定希望者」という。)は、法第78条の2第1項及び法第115条の11第1項の規定による指定の申請を行う前に、当該事業計画について、市長と協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。

- 2 事前協議をしようとする者は、指定地域密着型サービス事業者等指定事前協議書(第1号様式)を、市長へ提出しなければならない。
- 3 前項の事前協議書の提出があったときは、市長は指定希望者に対して必要な指導を行うものとする。

(事前協議の継続)

第3条 次の各号に該当するときは、市長は事前協議を継続するものとする。

- 一 地域密着型サービス等の指定を希望している日常生活圏域について、指定により事業計画に基づく必要整備量を超えることが見込まれるとき。
- 二 地域密着型サービス等の立地を希望している土地に係る規制により、計画を具体化するためには十分な期間が必要であると認められたとき。
- 三 地域密着型サービス等の指定に係る指定希望者の事業計画について、その計画を具体化するためには十分な期間が必要であると認められたとき。

(事前協議の終了)

第4条 市長は、第2条第1項から第3項の規定に基づく事前協議の結果、当該事業が第1条の目的のために必要であると判断される場合においては、指定希望者に対し事前協議が終了した旨を第2号様式により通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名称及び
代表者氏名

印

指定地域密着型サービス事業者等指定事前協議申出書

浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議等に関する事務処理要綱に基づき、関係書類を添えて下記のとおり事前協議を申し出ます。

記

申出者の名称		
事業の種類		
事業の概要		
連絡先 (担当者)	所属	
	氏名	
	電話番号	

第2号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

浜松市長

指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事前協議の終了について（通知）

年 月 日付けで申し出のあった指定地域密着型サービス事業者等指定事前協議申出書について、協議が終了しましたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 利用定員等
- 5 その他